

⇨ 株主総会未承認の決算に基づく申告

Q : 株主総会の決議を経ていない決算に基づく申告は、有効ですか？

A : 原則として、有効ではありません。

【解説】

法人税では、確定申告書は、各事業年度終了の日から2ヶ月以内に、確定した決算に基づき所定の事項を記載した申告書を提出しなければならないとされています。

そして、この場合の確定した決算に基づきというのは、株主総会や社員総会等の承認を受けた決算書類を基礎として法人税額を計算することとしています。

したがって、原則として、株主総会などの承認を受けていない決算に基づく申告書は、確定申告書としての効力を有しないことになります。

ただし、平成19年1月16日の福岡地裁の判決では、株主総会等の承認を受けていない決算書類に基づいて申告したものであっても、年度末において総勘定元帳の各勘定の閉鎖後の残高を基に決算を行って計算書類を作成し、申告した場合は無効にはならないとし、その理由として、各企業の実体をみると、株主総会や社員総会の承認を経ることなく代表者や会計担当者等の一部の者のみで決算が生まれ、申告されており、このような事情下では、株主総会又は社員総会の承認を確定申告の効力要件とすることは実体に即していないというべきであるとする見解を示す判例もあり(控訴中)、その内容によって判断が違う場合もあると思われま

